

北広島町農業委員会第12回総会議事録

事務局 (第12回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

10番 1番について説明します。内容については議案書摘要欄のとおりです。この農地の所有者は亡くなられこの農地を相続する親族がいないため、相続財産管理人の弁護士が申請人になりこの案件が出ております。申請地についてですが現況地番図は少し古いようで、現在は申請地の東隣に田が1筆残っているだけで、それ以外の土地はすべて現在は農地ではありません。譲受人は遠い親戚にあたります。申請地の隣に譲受人の所有地があることから売買が成立しました。30数年農業をされているということなので、技術、機械、労働力また他の農地への影響もありません。後継者もおられます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 内容については摘要欄にある通りです。譲渡人と譲受人はいとこの関係にあります。この度譲受人の子がこの地域に帰って仕事をしたいということで家を探しておられました。親戚関係にある譲渡人はもうこの地には暮らしていないので家と一緒に農地も譲るとい

うことで話がまとまりました。4筆の田については大型農家の方と地元の農業者がこれまで長年にわたって耕作されており、今後も賃貸借で引き続き耕作していかれるそうです。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

20番 譲渡人は町外へ居住されておられます。譲渡人と譲受人は兄弟の関係にあります。今年の春に父親が亡くなられ、またこの地域は法人化の計画もあるので、相続について整理しておきたいということでこの申請が出ました。この地域は営農組合もしっかりしておりますし、法人も立ち上がりますので、農作業については問題ありません。基幹三作業についてはこれまで通り営農組合へ委託していく予定です。周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4番 6月10日と6月12日にそれぞれの方と面談しました。内容については摘要欄にある通りです。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。この件については両者の長年の懸案

だったようです。譲受人は退職後この申請地ですでに自家用の野菜を作っておられます。譲受人は現在農業をしていますし、周辺農地への影響もありません。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため要件をすべて満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

11番 内容については議案書摘要欄のとおりです。申請人はこの度住宅を新築します。それにあたり建設地の東側にあった水路を埋め、西側に付け替える工事をされます。事前着工したため始末書が添付されています。ここに水路の位置を入れ替えても周辺に問題はないと見受けられます。以上のことから、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7番 6月9日に現地確認をし、12日に申請人に聞き取り調査をしました。内容については議案書摘要欄のとおりです。始末書が添付されています。以前より集会所等の駐車場に

なっております。周辺営農への影響はありません。以上のことから追認許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人は数年前に夫を亡くされ、またご自分も体調がすぐれず現在農業ができる状況ではなく、また後継者もおられません。譲受人の会社の担当者とも連絡をとり内容についての確認、防除についての実効性の聞き取りを行いました。現場にも行き周辺に迷惑はかけない、防除も計画通り実行するという確認を取りました。申請地は山林と原野に囲まれています。太陽光発電施設を設置する基礎部分は擁壁を設け一部ブロックで建設し、法面には芝を貼って管理するということが計画が出ています。太陽光パネル 1,860 枚という計画で申請が出ていますから、面積も妥当と考えます。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 1 番 この位置図を見ますと、申請地に一角に宅地が見受けられますが、そこの方には了解はとっておられるのでしょうか。

2 番 譲渡人の元の家が建っておりました。地目はそのまま宅地として残っておりますが現在、家屋はありません。

会 長 この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 7 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

5 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。譲渡人は 90 歳以上の高齢ですすでに農業はされておらず農地はすべて耕作者に預けておられます。この度譲受人との話し合いにより売買が成立しました。申請地は譲受人宅の隣地に位置しており、申請地は宅地の中に埋もれている、また譲受人の土地の一角のように見受けられます。6 月 1 4 日に現地調査に行きました時には、草が刈ってありましたが、刈り倒してある草は背丈ほどありました。面積的にも狭く、土地利用度も低く、鬱蒼と草が茂っていると景観も悪く、宅地の雨水の排水路を設置するための転用であります。周辺営農への影響はありません。以上のことから許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

7 番 6 月 1 1 日に聞き取りを行い、現地確認も行いました。内容については摘要欄にあるとおりです。譲受人は地元で事業を行いたいとのことです。周辺営農への影響はありませんので、許可妥当であると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

5 番 6月14日に現地を確認しました。内容は摘要欄にあるとおりです。現地は傾斜地で棚田、棚畑になっております。畑の方は大変面積が狭く耕運機を入れるのもままならない状況で近年は作付けも行われていませんでした。農地の利用方法について親子で協議され、太陽光パネルの設置となりました。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

1 番 6月14日に現地で話を聞かせてもらいました。内容は摘要欄にあるとおりです。譲受人はこの春妻を亡くされましたが墓地を新設する適地を持っておられません。義母に当たたる譲渡人からこの地を譲り受け、妻の生家近くに墓地を建てたいとのことです。周辺営農への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 12 番につ

いて事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

16 番 内容については議案書摘要欄のとおりです。農業後継者である子どもが農家住宅を新築する計画がありますが適地がなく、譲渡人の農地を少し分筆して後継者住宅を建てるといことです。隣を通っている公衆用道路より少し低いということで嵩上げをし、田との境は法面にされます。現在は休耕中ですが、この隣の農地は来季は田として耕作される予定です。周辺営農条件への影響はないと考えます。以上のことから許可妥当であると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 4 号 農地改良届について

会長 番号 13 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17 番 申請人の自宅前の用悪水路側の石垣が崩れつつあり、この用悪水路に土砂がたまり草も生え現在管理もままならない状況です。自宅前の用悪水路を 1.3m 位盛土により嵩上げし、申請農地の法面をなくし管理しやすくするというです。この用悪水路は申請農地の排水のためだけの水路で取水機能はありません。排水処理のため、埋める水路の下に暗渠排水を設置する予定です。この水路の持ち主である土地改良区の了解、隣接地権者の了解も取ってあります。周辺農地への影響はありません。よって届出どおり受理することが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 13 番について届出どおり受理して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって届出どおり受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会長 番号14番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

11番 6月16日に、会長と4番委員と私とで現地調査をしました。この申請地周辺は、山あいと谷との間のとても狭い集落です。現況地番図を見てもわかりますが、申請地は川や道路と山林に囲まれております。獣害もあり水路の条件も悪くずいぶん前から耕作されておらず、この度原野にするということでもあります。見に行ってもなかなか農地には不向きな土地だな、と思われました。周辺農地への影響はありません。農地へ復元困難であると認め、非農地とすることが適当であると判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

3番 今、この時期に非農地証明を申請されるというのは、何か理由があつてのことですか。

11番 前回の耕作放棄地調査で見に行った時に荒れておりましたから、それは事務局に報告していますので、それで通知が行って、この度申請されたんだと思います。

3番 文書が来たので、こういう流れになった、ということですね。

会長 山と谷との間のとても狭い集落で、川や道路と山林にはさまれて農地がへばりついているような所です。大規模林道が通って二車線の道路がついているんですが付近の住民の方はほとんどおられないという状況で、住んでおられるのは2、3人、限界集落のようになっています。あと何枚か農地が残っていますが、ここは通って耕作されるということです。私も申請地を見させていただきましたが、農地として管理していくにはとても努力がいる所、非農地もやむを得ないな、と思いました。

この件について、ほかにご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号 15 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 7 番 6月17日に3番委員と16番委員と私とで6筆の現地調査を行いました。内容については議案書摘要欄のとおりです。現地調査後、現地調査員3人で話し合いました。599-2の農地以外を非農地と認める、という見解に達しました。5筆は申請人が高齢であり遠隔地に住んでいる、また申請地が公衆用道路から5mほどかさが高く、進入路も非常に狭い、機械も入れることができない。また申請人の弟が草刈り等の管理をしてきたが高齢となってきたため難しくなってきたという理由から、非農地とすることが適当であると判断しました。599-2の農地については、公衆用道路に沿った位置にあり人家にも近く耕作不能地には当たらないので却下、というのが調査員全体の意見です。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 21番 調査員の判断されたように採決するということですか。許可、不許可と。
- 7番 初めてのこのような案件なので、3人で何遍も話し合って、再度話し合ってこのような結果となりました。
- 会長 ですから599-2の農地だけ非農地証明申請の受理をはずす、ということですね。
- 7番 ちょっと非農地とは認められません。
- 16番 事務局に聞きたいんですが、私も今回調査に行ったんですが、田から公衆用道路となった場合、いつの時点で公衆用道路になるんですか。
- 事務局 実質は、最近は全部全町的に地目変更されます。けれども、かなり古い町道ですと売買で買収して道路改良した部分に関しましては地目変更がなされずそのまま田として残っております。その部分がいつどの時期に公衆用道路として地目変更されるかは、「いつごろになります」というのはこの場ではわかりません。最終的には建設課の方でいつにするかを定める、ということになります。ご理解願います。現況は道路であるけれども、地目変更が済んでないので地目は田で残っています。
- 14番 毎年税務課から固定資産税の課税の表を見てもたくさん、公衆用道路として載っている。あれはまだ自分の土地でしょう。
- 事務局 地区によって、町が買収した部分、町が個人さんから土地を買った部分があります。最近は工事をかけた後に田から公衆用道路に地目変更してますけれど、昔行われた部分についてはなされていません。また個人さんによっては、田なんだけれども道路を広げて

水張面積が減っているという状況もあるかと思います。町の場合にはすべてが地目変更されていないので地図上その表記が残っている、ということになります。地目変更なされれば、表記も変わります。

会 長 課税上は公衆用道路は0円になっております。正式な買収、地目変更等は町がすべきことなのですが遅々として進んでいないということです。
この件についてほかにご意見ご質問等はございませんか

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について599-2以外の農地について、非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって599-2の農地以外について非農地証明を発行することに決定しました。本来は調査をした段階で事務局の方へ伝えていただかないといけなかったですかね。

事 務 局 協議はいただきました。全体の判断はいただいてないので差し替えはせずにこのままにさせていただきました。

会 長 わかりました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について異議ない旨を回答して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって異議ない旨を答申することに決定しました

議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

- 会 長 事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げる。)
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 2 番 位置番号11番の申請ですが、圃場整備をしても収量が上がらない、荒れておる。農地パトロールをしてもそれらの農地が見受けられるわけですが、こういった方法も選択肢の一つとして整理して進めていってもいい、ということによろしいでしょうか。
- 1 番 6月16日に申請人の方と話しました。圃場整備はしてあるのだが、山が迫ってきており、谷間であり、本人は高齢、後継ぎもない、家はあるが、実際には町外に居住しておる。また、排水が詰まる、イノシシの箱わなを設置してもらったり、柵をしたりしたのだが、ずっと見回りすることもできない。後を継ぐ者もないので自分が元気なうちに農業振興地域からはずしてもらおう、ということでした。現在は田として耕作してあるんですが、将来的にはいずれ山林になるのではなかろうか、という感じです。次の世代がおれば自分も本気でやるのだが、それもない。排水も悪いし、草を刈ってくれといわれるが、それもどうも先にはつながらないということで、この申請に至ったということでありませう。このような状況を抱えている農地は遅かれ早かれこのようになっていくのではないかと思われませう。
- 会 長 今年ちょうど中山間の4期が始まりますが、この農地は中山間には入っているんですか。
- 1 番 入っておりましたが、4期からは外してもらおうようになっております。
- 会 長 そうなると、草刈りの労賃は無くなってくるし、営農組合もこれまで管理していたが「中山間からもはずしてくれ」というような意向があれば、本人としてはとても農地を守ることにはいかないわけで。圃場整備をして第1種農地を農業振興地域から外すというのは、非常につらい選択のように思います。
- 1 番 私も説得してみましたが、後継者がいないという問題がある点と、自分もだんだんこちらに帰って農地の管理をすることができなくなってくるという点。梅でも植えてみたら、とも言ってみたがそれも「ようやらん」ということでした。行ってみると確かにイノシシの箱わなも設置してあるし、柵もやってある、土手も防草シートがはってある、それでも草が生えておる。ちゃんと囲ってあるのだがどこからかイノシシが入るんだそうです。私にも「かわりにやってみてください。できんから。」と言われる。遅かれ早かれどうにも耕作できない状況になると思います。
- 3 番 過去にもこういう、圃場整備してある農地に植林をするために農振から外すという事例がありましたか。

事務局 「植林をしたい」とここには書いてありますが、第1種農地に植林はできません。1番委員が言われたように役場に来て申請人が「植林したい」という風に言われましたけれども「第1種農地は圃場整備がしてあるので法が変わらない限り植林はできません」ということははっきり申し上げました。私が事務局になってからは第1種農地を農家住宅にするという農振除外はありましたけれども、こういった状況で農振除外を申請されるというのは今回が初めてです。こういう理由で農振除外をするのはどうかという思いはあります。

1 番 今事務局が言った通り、わたしも3時間位申請人の話を聞いてあげました。何度も言うようですが、こういった農地は遅かれ早かれ、もし法人があつたとしてもよう管理していくことができなくなっていく、こういう形になっていくと思われまふ。「あなたが元気なうちはもう少し営農していただけんかな」とは言つて別れたんですが、まあなんとかつながるように考えたいと思ひます。農作業は地元の農業生産法人がやつていますが、田植えと稲刈りだけ、そのほかはその地域の営農組合が水を見たりしている。それも高齢化がすすんでいて、見に行けばイノシシが入つておる、収穫がほとんどない、というような状態が続いています。付近の管理をしておられる方に聞いてみましても、「あそこは外した方がいいだろう」ということですか。遅いか早いかの違いだけだろうと思ひます

6 番 私もそう思ひます。

会長 5番、4番の案件も同じような理由と言えますか。

2 番 農振から外して山林にするというようなことになると、次は4条または5条という段階になるということですか。もう農振を外した状態で終わりということですか。

事務局 植林はできませんので、農振を外して終わりです。

会長 自然荒廢にまかせるとのことですか。

事務局 そうです。申請人とはそのことについても話はしてありますが、申請を出したいということで出されています。第1種農地に植林はできないということは言つてありますが、転用はできません。

3 番 農業委員会がどういふ判断をしたのかという意見を付けて県に送るわけですよ。意見聴取ですから。県が「北広島の農業委員会はこんな判断でいいのか」ということもあるし、県の審査の中でこういう理由では除外理由として認めない、ということもあるわけですよ。

会長 農業振興地域なのに荒廢しとる、何とか指導しなさいというような。

本人は外してほしいと言ひよる、農業委員会は外させんと言ひよるといふことになる。

- 3 番 これまでは中山間に入っていたわけだからいつでも耕作できる状況にある。
- 事務局 現に今耕作しておられます。
- 3 番 中山間から外れると、中山間も多面的の方の交付金がもらえなくなる。そうすると、ますます管理が難しくなる。誰かがやってくれるか、交付金を活用してやるか、せめて後は地元で十分話をしたが不調に終わったというような流れがないと。
- 1 番 担当の集落で理事会も開いて話し合いはしたのだそうですが、本人も農振を外してほしいと言うし、その集落の営農組合の方でも「収穫も上がらないし、防除にお金もかかるし、ようやらない」。去年4頭イノシシを捕ってもらったがそれでも田にイノシシが入る。ずっとこの方がここにおられて見て回るのではないし、近くの人も1週間に1回位は見て回られるんでしょうがね。でも今年も作っておられるんですよ。
- 6 番 それじゃあできない。中山間は今年から外しとるとのことだけど。今年作ってなくて荒れているんならまだしも。
- 1 番 荒れとるのも良くない。その集落の人もあるそこは手がかかるばかりで、耕作は無理という意見。
- 1 4 番 県へ出すんだから、あれこれここで協議をしても仕方ないことはないですか。
- 2 番 今言われたように、中山間、中間管理機構等できるだけの対策はやったんだ、ということになれば、最悪の場合こういう方法しかないのかなというように考えられる。でも転用はできないということを知った上で、どういうメリットがあるかなとも思う。でもこういう申し合わせがある以上仕方ない。
- 3 番 農業委員会として特別な意見を付けるのか、付けないのか。意見を付けたら、どちら側の意見を付けるのか。問題ありよ、という意見の付け方か、やむを得んよ、と付けるのか。どちらにしても最終的な判断は県ですから。意見も付さずに県の出方を見るのか、県から答えが返って来てから「北広島町農業委員会はどうなっているのか」と言われて「あれは本当は議論して意見があったんです」ということになるのか。「意見があったのなら始めから付けて出せ」と言われそうでもあるし。
- 2 番 それは意見を付けとかないと、何を議論したんかということになる。
- 2 1 番 これは農業委員会ではなく、町が調査の基準になっているじゃないですか。
- 事務局 そうです。北広島町長から農業委員会へ意見を求められている。これに対していいですか、と意見を求められている。
- 会長 これの担当は実際は誰ですか。

- 事務局 農林課農業振興係に担当職員がいます。
- 2 番 何年かに1回見直しというのがあったけれども、今もあるんですか。
- 事務局 今もありますが、そんなに極端に内容は変わって行かないと思います。
- 2 番 そういうときに町がこういう事例について判断してくれたらいいのだが。
- 事務局 第1種農地ですから、その点は難しいですね。
- 1 番 こういう方は真面目というか、将来的にこの農地を守っていけそうにないがどうしたらいいか、ということをおっしゃられるのだと思う。荒らしていかれる方もたくさんおられる中であって。
- 事務局 位置番号4番の件ですが、「基盤整備外で地積が狭く」とあるのに、次ページの土地改良事業との調整状況の方に載っていましたが、今確認したところ圃場整備外であるので誤記であるということがわかりましたのでご報告します。
- 1 2 番 土地改良事業に参加して償還もしてきているんだから、償還期間の25年間の中にあるのに農振を外すというのは、どうかと。
- 6 番 償還は完了しているのですか。
- 1 番 完了しています。
- 会長 これは県に意見を上げるのは1筆ごとですか。
- 事務局 地番は上がります。農業委員会から農林課に回答します。それから県へ。
- 3 番 地元の法人が「もう作れない」と言っているのか、本人が言っているのか。
- 1 番 地元法人は田植えと、稲刈り。水の管理は地元の営農組合。地元営農組合は「ここはようやらない」という意見を理事会に出し、それを本人に言ったら「自分では管理できない」ということでこの申請が出ました。本人に話をしましたが「私は農業は好きなんだ。でもこういう状況では難しい。どうしようもない。」ということでした。「あなたの意見はわかったし、農業委員会でも言うがあなたのいう通りにいうことになるかどうかはわからない。」という「県の方へ言う」と言われたりもしました。
- 会長 まあ、県へ言われても第1種農地ですから。
- 9 番 地元法人とは作業受託でしょう。もし利用権でやってたら、契約があるから農振を外したりはできないでしょう。

1 番 そうですね。基幹三作業の作業受託だと思います。

会 長 長引いておりますので、いったん休憩をはさみます。

一時中断

会 長 再開します。引き続き農振の除外の件について質疑応答ありますでしょうか。ご意見がある方はおっしゃっててください。

農地法の建前からいって農地法でいう第1種農地の看板が外れない限り、農振除外は認められない、という法の番人としての最低限の姿勢があります。摘要の理由の欄に植林して山林にしたいと書いてありますが、第1種農地は基本的に認められない。例えその一部変更を認めたとしても、その次に転用申請が出た時にどうしても「ダメです」と言わないといけなくなる。ここで認めるということは4条5条が出た時にも認める姿勢ということで、それは農地法の番人としてはあり得ないことになる。やはり認められないということが基本になると思います。ただ実態としてはこれからこういう案件が出てくるのが予想されるので、農地法の第1種農地の縛りそのものを見直す時期に来ているのだということ。そのあたりのことを付記して県に出そうかと思っております。

2 番 それでいいと思います。農業委員会としての意見を付けて。

会 長 何も意見を付けなかったら、認めたことになるので。なんらかの否定的な意見を付しとかなないと、この次に4条5条が出た時になぜか止めなかったのかということになるから。

6 番 これは町長から出されているんだから、町長あてに出して、そこで町長のところで判断するわけですか。

事務局 いえ、県に上がります。

6 番 町長は意見を付さないの。

事務局 町長から農協、農済、農業委員会などに意見を求めるということで、ここにきております。今協議して頂いているように農業委員会として「これはおかしい」ということになれば意見を付して町にお返しをします。町は「農協からは意見ナシ」、「農業委員会からはこういう意見」、というのを付してそのまま県の方に上げるということになります。それと、土地改良事業等との調整状況というページ、先ほど4番について訂正いたしましたが、2番と6番も圃場整備地域ではないということなので訂正いたします。消して下さい。

3 番 最終的には農業委員会からこういう意見が出てそれを今度は町長の意見として同じものか違うものかという観点で意見が出される、とりまとめたものについて。ということなんですが、係は違うとしても同じ農林課の中で11番の案件については一定の協議、議論はされておる状況なんではないでしょうか。それとも何も聞いていなかったのでしょうか。

- 事務局 この件に関しては、農振部局の者と一緒に、この申請人の植林をしたいという話を聞いております。最終的には「申請して頂いても通りませんよ」というお話はさせていただいているんですが、申請主義ですので提出ということについては妨げはできません。ということでこの件についての内容の全ては、農振部局の担当の方も知っております。それと先程会長が言われた県にどういった形で申請が出されるのかということ、確認しましたところ、今日この農業委員会に提出された資料がそのまま県に上がります。ですからこの11番については植林して管理すると書いてあります。そう書いてあるのに農業委員会が意見を付さずに「いいですよ」と回答すると「北広島町農業委員会は第1種農地の植林を認めた」という判断をされたという風に受けとられますから、県の方から連絡が当然入ってくると思います。「北広島町の農業委員会では第1種農地も簡単に転用できるの」といったチェックは入るかと思います。
- 会長 いろいろ協議していただきましたが、今事務局が言ったように4条5条が出てきたときにすんなり通るわけではないわけで、そういう意味では第1種農地の植林が理由の農振除外は基本認めないという意見を付します。ただ今後もこういう案件は出てくる可能性はあります、という意見も付け足して出していきたいと思います。いずれにしても時代は変わっていくので農地法もいつかの時期に変わっていく、第1種農地も未来永劫この縛りであるとは思われません。がそれがいつになるかはわかりません。ですが私たちが委員の間はそういうことはないと思います。
- 19番 結局、土地の価値が下がっているというか、昔はそこで米を作れば生産が上がっているいろいろな作業をするのにも意義があったわけですが、米価が下がる、国の転作の政策などもあって、これも国の施策の結果がこういう状況を生んでいる。耕作放棄地をなくせと国は言うけれども、農政の施策が後退しておるわけです。農政の結果だと思います。
- 1番 第1種農地を植林でなく、梅や桃を植えるという場合にはそれはいいんですか。
- 事務局 はい、果樹は転用ではありませんので。
- 1番 地元はこの意見を持ち帰ってできることなら、耕作してもらいたいということを言います。
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。そういうことで農業振興地域整備計画の一部変更の意見聴取については、11番については農地法の趣旨に鑑み、第1種農地は山林にできないという意見を付します。なおかつ町内至る所でこのようなことが起こりうる状況にあるので、そこについてはご留意いただくという意見も付して町長の方に返すこととします。異議ありませんか。そういうことでご賛成をいただく委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって意見を付して回答することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました議案の審議につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩